

監 査 公 告

米沢市職員措置請求に基づく監査結果の公表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和5年3月30日付けで提出された監査請求について、同法同条第5項の規定により監査を行ったので、同法同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年5月29日

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 島 軒 純 一



米沢市職員措置請求 に係る監査結果報告書

(令和5年3月30日 【住監第1号】)

米沢市監査委員

第1 請求のあった日

令和5年3月30日

第2 請求人

米沢市 [redacted] [redacted]
米沢市 [redacted] [redacted]
米沢市 [redacted] [redacted]

第3 請求の要旨

米沢市職員措置請求書

I 請求の趣旨

(原文)

1 当事者

市長 中川 勝

2 行為の経過

・本市において、学校給食を検討する“米沢市学校給食検討委員会”（以下、検討委員会）を設置し、令和2年6月より令和3年2月まで計7回の検討会議を開催して審議し、検討委員会は令和3年2月3日“米沢市教育委員会（以下、教育委員会）”に、「これらの意見を総合すると、本市学校給食のあり方として①小・中学校共に自校方式が最も望ましい②自校方式ができない場合においては、親子方式の継続や給食センター方式も検討する。なお、その際には、全校同じ方式とするのではなく、最適な方式を組み合わせることも有り得る。」との文言を結論とする報告書を提出した。証—1

・教育委員会は前段を受けて、令和3年2月5日協議会を開き、基本的な考え方としての第1項に「検討委員会の意見を最大限尊重する。」と掲げ、検討会を開催した。証—2

・しかし教育委員会は、その後に開催された、令和3年3月24日教育委員会検討会、令和3年3月26日教育委員協議会、令和3年4月30日市政協議会資料、令和3年5月27日教育委員会のいずれにも「検討委員会の意見を最大限尊重する。」との文言はなく、あらかじめ「中学校はセンター方式」と明記されていて、検討委員会の「小・中学校共に自校方式が最も望ましい」とする報告書の内容については、審議された経緯が欠落していた。証—3

・教育委員会は、本市学校給食は「共同調理（センター）方式」と結論付けた議案を定例会に上程し、反対意見もあったが賛成多数で可決となった。

・そこで請求者等は、検討委員会の「小・中学校共に自校方式が最も望ましい」とする

報告を受けた教育委員会が、どのような審議を経て、“米沢市学校給食基本方針”に「共同調理(センター)方式とします。」との結論を取り入れたかを知るべく、情報公開条例に則り会議録を求めたところ、令和3年5月27日教育委員会の“議第18号 米沢市学校給食基本方針”によるとのこと、更に“議第18号”の原案作成経緯がわかる資料及び会議録を求めたところ「公文書を有していない」との返答を得た。証—4

・以上のように、教育委員会はセンター方式に決定した理由を議会にも明らかにせず、令和3年12月22日に“XXXXXXXXXXAXXXXXX”（以下、AXXXXXX）と、“米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託”と称する業務委託契約を締結した。そして、“AXXXXXX”は本市が委託内容を示す仕様書に従って、成果物である“米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画（案）”を納入した。

・また、当該候補地は下水道が完備されていないため、調理場の排水は浄化槽を経て排出され、水位が 0.5m のときには逆流現象が起きるか、排水ができない状態となって、調理ができなくなることはもちろんだが、水が引いた後でも逆流により汚染された箇所の消毒に数日間を要し、その間の給食は提供できなくなるという建設に適さない土地である。

3 財務会計上の行為

② 令和4年4月28日と令和5年1月13日、A[]に支払われた業務委託料
10,175,000円

4 違法または不当の理由

米沢市文書管理規程には、第2条(7)起案文書「市の意思を決定し、具体化するために、事案の処理についての原案を記載した文書をいう」とあることから、検討委員会では会議毎に起案文書を作成して審議を進めてきた。

そして、検討委員会は教育委員会に「小・中学校共に自校方式が最も望ましい」ことを1番に掲げ「自校方式ができない場合においては他の方式も検討する」とする報告書を提出した。証一1

それを受けた教育委員会は審議を行い「センター方式」にするという結論に至ったが、それは“市の意思を決定し、具体化する”ものであるから、その過程における、起案書、会議録が必要であるが、“議第18号”で「センター方式」と決するに、いかなる公文書も存在せず、教育委員会が検討すべき提供体制、即ち、自校方式、親子方式、センター方式のいずれかが本市に相応しいかの検証及び審議を行ったとする形跡はなかった。証一4

よって、教育委員会の「センター方式」とする“米沢市学校給食基本方針”は、米沢市文書管理規程に背き、検討委員会の答申を無視し、提供体制の適否を検討せず、教育委員会が独善で「根拠のないセンター方式を採用する」と決めつけ、その後の審議は「初めにセンター方式有りき」で進めたものであり、本市の目的である「安全・安心な学校給食の提供と持続可能で効率的な給食運営」を補完せず、目的外の公金支出は違法である。

又、地方自治法第一編第二条14には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。との条文があることから、各々の供給体制のコストパフォーマンスは必須の検討事項であるが、「センター方式」と決する前に、それを検討したという会議録もない。

殊に令和3年9月定例会における教育管理部長の「センター方式に決定するにあたりコスト比較は、判断材料にできなかった。」との答弁は「最少の経費で最大の効果を挙げる」という“地方自治法第一編第二条14”に抵触する行為である。証一5

かつ、A[]が納入した成果物は“米沢市業務委託契約約款第11条”により、発注者・受注者立ち合いで建設予定地を検査しなければならないが、それを行ったとは認められない。よって“米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託”に契約金満額の公金支出は違法である。

5 本市の会計上の損害

① 検討委員会に支払われた報償費の 金135,500円

教育委員会が検討委員会の答申を無視したことから、検討委員会に関わる経費は何の役にも立たなかった。令和4年4月28日、A[]に契約金が支払われたことにより、検討委員会の報償費である上記金額の無駄が確定した。

この出金は1年以上経過しているが、教育委員会が検討委員会の答申を無視することは予測できず、A[]に契約金が支払われた日をもって確定したものである。

② A 〇〇〇に支払われた業務委託料金 金 10,175,000 円

6 求める措置

米沢市長 中川 勝 に対し、検討委員会に支払われた報償費の 135,500 円と、A 〇〇〇に支払われた委託料 10,175,000 円を市に返還することを求める。

II 請求人から提出された事実を証明する書類

この度の住民監査請求に係る事実を証明する書類として請求人から提出されたものは、次のとおりである。

- 証—1 自校方式が望ましいとした検討委員会の答申
証—2 検討委員会の意見を最大限尊重する
証—3 教育委員会の、初めにセンター方式ありき
証—4 イ・ロ・ハニ 議第 18 号の作成経緯の不存在・審議した経緯の不存在
証—5 令和 3 年 9 月 6 日定例会での教育管理部長の議会答弁
証—6 給食センター付近のハザードマップ
証—7 検討委員会の委員に支払われた報酬
証—8 A 〇〇〇〇と交わした契約書
証—9 上記が議会で承認された会議録
証—10 疑惑の A 〇〇〇〇との電話内容
証—11 イ・ロ 現地調査の痕跡なし

第4 請求の受理

本監査請求は、令和5年3月30日に受付し、内容を確認したところ、補正が必要と認められた。このため、請求人に対し令和5年3月31日及び令和5年4月4日に補正を求めたところ令和5年4月5日に請求人より補正書の提出がなされた。地方自治法第242条の所定の要件を備えているものと認め、令和5年4月7日付で受理した。内容は2件からなり、1件は支払から1年経過したものがあるが、もう1件との関連から監査を実施するものである。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求の本旨は、提出された職員措置請求書の記載内容等から、

- (1) 教育委員会が検討委員会の答申を無視したこと、また出金は1年以上経過しているが、令和4年4月28日A[]に契約金が支払われたことにより無駄が確定した各検討委員へ支払われた報償費135,500円
- (2) 発注者受注者立ち合いで建設予定地を検査しなければならないが、それを行わな

いまま違法に満額支払われた金 10,175,000 円

(1)、(2)について米沢市長中川勝に返還を求めるものと判断し、監査対象事項を次のように整理した。

アー1 報償費の支出は、何に基づいているのか。

アー2 教育委員会は検討委員会の答申を無視したのか。

アー3 米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託（以下、「策定等支援業務委託」という。）料が支出されたことにより、検討委員への報償費の支出の無駄が確定したのか。

イー1 受注者から策定等支援業務の業務完了通知を受けて行った完了検査について、立ち合いで建設予定地を検査しなければならなかったのか。また、成果品作成の際に建設予定地の実地調査の記録をしなければならなかったのか。

2 監査対象部課

教育管理部教育総務課 (ア、イ)

教育指導部学校教育課 (ア)

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年4月26日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。地方自治法第242条第8項に基づき関係課の立ち合いを認めたところ、関係課職員5名が立ち会った

請求人陳述に際して、請求内容の補足説明がなされた。証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の内容は次のとおりである。（陳述に沿って記載している。）

（請求人の陳述）

私から1つ、初めにですが、補足説明の意味も込めまして、全般的な概要についてお話申し上げます。

本件につきましては、学校給食の共同調理場整備事業に関する中身でございまして。本件について一定程度、米沢市立通学校の適正規模適正配置計画に基づいた中学校についての現在7校から3校へ再編を推進するという点におきまして、統合後の中学校は規模が大きくなり、調理場での調理が難しくなるためとして、本市当局は学校給食検討委員会を設置されました。

その背景には、米沢市の伝統ともいえるべき、自校調理方式。これら学内のお魚屋さんやお肉屋さん、それから農家の皆さんなど、様々な形で、維持、継続してきた学校給食でありました。自校調理方式の食育工場を担ってきた歴史とか、子供たちのために、減農薬や無農薬、有機農法も研究する地域農家の皆さんの支え合い、地域の経済にも、好循環をもたらしてい

る自校調理方式。それゆえに、教育委員会としても、当局としても、条例を作り、米沢市学校給食検討委員会を立ち上げて、しかもその検討委員会は7回にもわたって真摯な検討をされ、答申を出された重要な問題であったというふうに思っております。

さて、その学校給食の基本方針を審議された米沢市の学校給食検討委員会の答申とは、というようなことについて改めて申し上げますと、一つには、小中学校ともに、自校調理方式が最も望ましいという結論であったはずです。二つ目には、自校方式ができない場合、一つには、親子方式の継続。一つには、給食センター方式も検討することも附則してございました。

ただし、同じ方式全部、全校同じ方式にするのではなくて、最適な方式を組み合わせることもありうるという結論でございました。

そこに加えて、答申の中には、早急に自校方式を中心に、三つ、先ほど出た三つの方式のコスト比較を求め、実現すること。ということについても、答申の中にあったように記憶しております。

しかし、1ヶ月後、教育委員会は、方針転換すなわち米沢市学校給食基本方針に、センター整備も含め、議会に上程されました。これは、小学校は今まで通りではあるが、中学校については、センター方式で整備するという案件でございました。この議会に上程された時点で、本来であれば、米沢市の従来の方針を大きく変換するにあたって、パブコメなどの市民意見募集、それから、■■■■議会に対しては、コスト比較等も含めて、チェック機能を十分に果たしうる提案とすべきであったというふうに思いますけれども。

この段階では、給食センターが自校調理方式、つまり、今まで通り小学校同様中学校も自校調理方式にするにあたって、センター方式が14億円も掛かり増しする、このことを全く説明せず、議会のチェック機能の判断を鈍らせたやり方は、到底容認できないと私は思っております。

しかし、その提案を受けて、議会は賛成多数で可決しているということについて、これは、先ほど申し上げた掛かり増しするコスト論、この中身を一切説明せず、目隠しした状態での上程であったと、ということだというふうに思っております。

そしてしかも、その後に、議決後の当局の説明は、共同調理方式を基本計画とするのだから、自校調理方式をはじめとする他の方式とは、コスト比較をはじめ、その他もろもろ検討する余地は全くない。このようなことを言っているわけです。

この居直りともとれるやり方について、今度はその後に、すぐに、共同調理場計画については、適地選定も含め、専門的な知見、それらが必要ということで、みずからの責任を果たすべき努力を民間の業者に丸投げの対応を行う。補正予算審議2021年の9月予算、予算特別委員会でありましたけれども、業者丸投げの1,250万円の契約を、提案するに至っています。

学校給食の整備計画及び基本計画案、本来、基本方針案について行うべき、先に、議決する前に行うべきパブリックコメント。これらが成果品として出されてきているわけですが、成果品に、業者委託してからの成果品に、課すわけですが、計画そのものに、反

対の意見が寄せられる、そういった結果も多数あったように思っております。

また、米沢市の市民団体ではありますけれども米沢市の学校給食をより良くする会が結成されて、中学校でも、自校調理方式の実現を求めた署名活動を展開されております。実に7000筆にも及ぶ市民の自校調理方式存続の意思、要望はあります。

これらについても全く無視した格好で一方向的に進めているというふうに私は思いますし、1年もかけて出された業者の結果は、その後、PFI方式などの民間活力の導入を軸とした計画案と変貌してきている。この点についても、一体15年もの後年度負担を市民に強いる計画も、一定の論議も行われないうまま、たった1回の議決で一定の論議も行われないうまま説明のみで、このような対応に至っているということについては、市民感情からしても、絶対に容認できないというふうに私は思っております。

しかし、ここでもPFIとの関連性で言えば、自校に調理場をつくることなど、従来方式のコスト比較は行うのかという質問に対しても一切行われないう、行う必要もないという当局の見解でありました。

その調査結果、民間からの調査結果の中には、適地として、ご存知のように六中のグラウンドが、ふさわしい最高であるということで回答がなされていますけれども、ハザードマップ上の浸水想定区域である、しかも下水道は未設置。このハザードマップ上の浸水想定については、50センチというふうに当局は説明しておりますけれども、場所によっては3メートルにも達するというようなこともあります。

今の学校が建っているからといって、いいではないかなどということは、それは単なるごまかし。もし浸水が起こって、下水道のない浄化施設に浸水する、或いは床上に浸水するといった状況が発生した場合、2400食も日産する、中学校のために日産する食品工場は完全に止まってしまう。そうなれば、回復までまたさらに時間がかかるというようなことも含めて、ここは適地ではないというふうに私は思っております。

先ほど申しましたように、コスト的に言えば10数億円以上も、掛かり増しするということが明確になっているにもかかわらず、しゃにむにセンター方式、後年度負担、PFI、こういった方式を、立て続けに出してくるということについては、今、社会の趨勢からしてもそのような掛かり増しするコスト高になるもの、それを元に戻しながら、自校方式で対応すれば、学校給食の無償化についても、段階的に対応できるのではないかと、そんな思いもございます。市民サービスに資する中身であると思っておりますので、ぜひそのようにして対応すべきだという立場でございます。

それと、教育委員会は、様々な議論の場で、中学校には自校調理場、調理場を建設するスペースが中学校には全くない、と答弁し続けており、であれば、なぜ学校給食検討委員会を設置して、自校調理方式の選択の余地など当初からないとわかっていながら、そういった検討委員会を設置した。これについてもおかしい話である。

このようなことについて私は、強く考え、思い立っております。従って、地方自治法の第1編の第2条14。地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。米沢市教育委

員会は、この効果、コスト比較を行おうともしない。

これは全くおかしい話だと思しますので、今回の審査請求ということにさせていただいた次第です。私からの陳述を終わります。

(請求人の陳述)

では私の方から、お話申し上げますけれども、 さんのお話と一部重複する部分があると思いますけどもご容赦いただきたいと思います。

まず、パブリックコメントを行わなかったというような点について、後に 部長が、7回にもわたる検討委員会を行っており、多岐多様な意見をいただいております、問題はないと思ってるというような答弁を何回もされております。

ただ、当時の議事録によりますと、多岐多様ということで質問を受けながら、ほとんどが同じ答弁を繰り返したただけであつたと。本当にパブリックコメントをしない理由を言っていないということがありました。

それから、学校給食検討委員会設置要綱というのも、令和2年2月3日に、教育委員会告示第1号ということで作ってますけども、要綱を守っていないんじゃないかということで、当初の担当の方とお話したことがありました。というのは、委員長の選任なんです、これ互選ということで、要綱では書いてある。書いておりますけども、実際には事務局の推薦ということで決めてしまったわけです。これ、事務局の単なる推薦ならいいんですけど、結局、悪く言えば回し者なんです。だから、委員会そのものがおかしい、おかしい、おかしいと皆さん委員が思いつつ、結局、6回まで行くんですね。6回にとうとう、いわゆる郵送事件というのが起きて、6回の終盤、委員長がギブアップするわけです。 委員長がです。内容について修正したいと思うが事務局としてはどうかと。事務局 指導部長、 さんでした。今すぐ修正することは難しいので再検討して修正したものを、委員の方に郵送する。これが郵送事件なんです。

一応、その、委員長一任ということで、その場を収めて、ただ収まったようには見えんですけども、納得できないというふうな方がいらして、結局7回まで行くんですね。7回の招集、これ、本来ならですね、委員長しか招集できないんですよ、会議は。それを、事務局 部長が、第7回の検討会開催についてということで招集挨拶をして、しかも議事録まで残すという。そういう変なことを堂々とやってるわけですよ。だから、せっかく要綱を作りながら、要綱を守らないで、やってしまってるというようなことがありました。

委員の任期はですね、令和3年3月31日までとするということですから、その間に先ほど さんが言ったように、変更とかどうのこうのということであれば、必ずこの委員会に申し入れなくちゃならないんですよ。それ勝手に知らない間に変えてしまうなんてとんでもない。そういうでたらめなことばかりやってる、というようなことですね。

それからこのいわゆる会議も、地方自治法138条4の第3項によって開催されたということで、これ当時の 部長です。答弁してます。

それから文書管理規程を守らないっていうことで、結局、起案しないで、変えるんですね、

内容を。その一番ひどいのがセンター方式に変えるっていうことですよね。小中校とも自校方式っていうことで、答申が出ておったのを勝手に何の連絡もなしに変えてしまって、これはまずい。起案っていうのが、結局、2条第7項(7)で起案書ということで市の意思を決定してこれを具体化するためにうんぬんとあるんですけども、さらに第3章ということで、文書の起案・決裁ということで、丸々2ページ、A4 2ページ強を使って、説明してるわけですよ、説明というか決めてるわけですよ。それをちゃんと守らないっていうのは、どうかと思います。

しかも議事録が残ってない。議第18号もそうなんですけども、結局表紙しかないんですよ。中身がない、こんな議事録ないです。それで、上程してるんです。それはまずいでしょう。

それから情報公開条例。これも、いわゆる音声データ。公文書ではないということですから言い張っておりましたよね、約1年間も。結局、審査庁からね、いや、音声データは公文書だったよっていうようなことを、はっきりこう言われましたよね。音声データは公文書であったことは明白である、というようなことで、言われてるわけです。

結局、実施機関内で文書規程の理解が十分ではない。それから公文書の正しい理解が情報公開制度の根幹である、その理解がなければ、公文書を改めて理解した上で、実施機関の職員の理解を求めるといふ、たった10行足らずの文章の中に理解、理解、理解と5回も出てくる、これはだから、本当にちゃんと理解してくださいよというそういう意味だと思うんですよ。そんなことで決められたことなんです。これはまずいでしょうと。

さらに、結局我々は憲法30条で納税義務が課されてるわけですよ。税金を納めないと、家でも車でも持っていかれるんですよ。いわゆる差し押さえという。それに対して、対極にあるのは情報公開法の142条。結局、我々が納税したものを、ちゃんとその正しく使ってるかどうかっていうことを、いつどんなときでも、我々が請求すれば、はいどうぞと、そんなことで使いましたということで報告しなきゃならない、情報公開法っていうのがあるわけです。米沢市にも情報公開条例があるわけですよ。それに沿って仕事をしてもらわないと。もちろん移動、出張費、会議、会議にもお金かかるわけですよ、今日みたいな会議でも、で、やっぱり細かく記録して、報告の義務がある。先ほど言った起案というのもの、たったその記録だけじゃなくてやっぱり住民に対する説明責任をするための証拠でもあるわけですよ。だからそれを起案はちゃんとして、だから先ほど言ったその音声データの削除ですね。それも本来は起案をしてから削除しないとまずいことなんです。それを、いつの間にか消してしまった。だからこれは公用文書等毀棄罪ということで刑法258条に該当しますよ、3ヶ月から7年以上。禁固刑、罰金刑なし。さらに、地方公務員法違反にも該当しますからね、最悪免職ですよ。

今回は、そこをトカゲのしっぽ切りみたいになりますから、今回は提訴するつもりはないんですけども、6ヶ月以内は提訴できるって教育委員会の方から私に連絡きましたよ。本来なら本当にできるんですよ、やる気になればね。ただ今回はそこまではやるつもりはないです。その上の人が問題だというふうなことで、監査請求を出しているわけです。

それから、不開示件数が多すぎると。4年度のやつは、まだ昨日電話で聞いたんですけど、出てない。本来は15日前後に例年こう出てるんですよ。それはまだ4年度分は出てないというふうなことが、言われておりました。で、件数は倍近い、前年度よりもね。だんだんだんだん多くなってるんですよ、これ。給食検討委員会が始まってからずっと、倍々ゲームみたいな。

それから、議会条例を守らないっていうことは、これ庁議、庁議ね、庁議の議事録を私とったんです、実は。そしたら、その中にね3年2月15日。給食施設については、ふるさと納税基金から毎年7億円を取り崩さなければ、このフレームでは見込めないと、できないと言ってるわけです。この点はね、議会に上程しなければならないんですよ。8条でこう書いてますからね。予算審議会条例第8条。予算。いわゆる財源。この辺はやっぱり当然議会の決裁をもらわないとできないはずなんです。これが、いわゆる給食検討委員会の答申が出た2月3日に出てるんですよ3年の。もうその10数日後に3年2月15日ですから。12日後か。もうすでにふるさと納税から、聞いたことありますか皆さん、ふるさと納税の基金を取り崩してなんていうのは、議員の方聞いたことないでしょう。だからそういうふうなことをすでにもう2月の段階でやってるわけ。とんでもない話です。

さらにこんなことも言ってる。運営が始まってから、本事業の評価を問われた時に、PFI方式が最良だったと答えられるようにうんぬんと。ないでしょう、もうやる前からPFIが良かったって考えとけて、書いとけて話だから。そんなデタラメないでしょ。呆れる。だから、センター方式もPFI方式も、もう既定路線というのはね、最初からありきだったんですよ。先ほどの給食検討委員会もそうでしたけどもね。委員長雇ってきて、こうこうこういうようなことで進めてくれと、それはないんじゃないのというように私は思いました。

また、水深5メートルの件も先ほどありましたけども、それと配送の件ですね。現場レベルである教育委員会の総務ですね。この辺では、納得してないんですよ。なぜ納得してないことがわかるのかっていうと、結局議事録をとったわけですよ。■■■■との打ち合わせですね。それを見ると、結局、配送時間、それを一番と教育委員会は心配してるんですけども、冬場はサティの前なんか1時間ぐらいかかるんだと。で、それを■■■■では迂回路をすれば大丈夫だと。いや、でも迂回路をしても厳しいと思うという、教育委員会の総務が言ってるんですよ。それから、水深5メートルについては、■■■■、いわゆる頼んだところに、そこでも、洪水になったら、配送はできませんって言ってるわけですよ。そんなところに建てますか。

しかも、先ほど言ったそのふるさと納税から年間7億っていう、年間7億でいつまでっていうことないですから、それ15年だったら100億を超すんですよ。本当そんなことが本当にね、実現したらとんでもないですよ。今言ってるのは38億4400万というようなことで、言ってるようですけども、それを遥かに超えた金額が出てしまう。それでいいんですか。

しかも、ふるさと納税っていうのは、3年度は18億くらいだそうですけど、4年度は17億を切るそうです。その半分までは使っていいことになってるらしいんですけども、それにしたって、お金足りなくなりますよ。今、市立病院作って、180億の予算で作って、もう完

全に200億超すという予想でしょ。市役所だって、解体費含めて71億掛かってるんですよ。補助金もらって13%。せいぜい20億ぐらいでしょう。そこまでいかないのかな、13%だかしか出ないんですよ。

だから、そういうことを考えれば、今現在400億超の負債があるのに、さらにまた、余計にかかる方を選ぶっていう全くでたらめもいいところじゃないかなと私は思ったんです。

いろいろ申し上げましたけども、結局、法律、条例、規程、要綱を守らないでどんどんどんどん進めると。いわゆる遵法精神に欠けているんじゃないですか。だから本来公務員というのはやっぱりすべての行為を、法律、条例、規程に基づいて行うというのが、建前だと思うんですけども。それをやってないと。だからそういうところが職員において飲酒運転なんかにも繋がってしまってるんじゃないかなと思います。私のところは以上です。

(請求人の陳述)

私からは、お2人の意見の陳述で、ほとんど言い尽くされているので、私の感想というのをちょっと述べさせていただきます。

学校給食は、中学校の給食については、今の何年か前かちょっとわからないけども、中学校に給食を導入するっていうことでは、やはり相当もめたわけですよ。市民からも反対意見も相当あった。というようなことですが、それが中学校の給食を現在やっている。ということで、興味は非常に持っておりました。

そしていろいろ、この進め方について、おかしいなど。今、お二方が言ったような、どうも納得できない。理解に苦しむ方法で、このことが進められた。

それと監査請求、その前にこれを進めるときに、当局にどうやって進めたということを聞いたんだけど、その議事録は一切ない。会議をした記録はありませんということで、センター方式に決まったと。

そして、担当課が言ったのは、議決を得たということであると、議決だからもう絶対だという雰囲気だったんですよ。その時私が言ったのは、それに対して住民監査請求があるということを書いてその時はやめましたけども、実際にそれを経て今日に至ったわけです。そうすると、議決を得た事案というものが絶対だかということについては、自治法で、不法な議決は無効である、ということになってるわけです。不法とは何ぞやというのは、お二方が何遍も言ったように、最小の経費で最大の効果を上げようという事情がある中で、それを全然検討しないで物事を進めるということは、これは違法であるというのが私の違法への考え方。

それから、請求した内容のもう一つが、検討委員会。さっきもあった7回を経て出た結論を無視して、このセンター方式を進めるということが果たしていかなものかと考えたときに、もしこれが、監査委員なりが、別に差し支えない、ということの結論を出すのであれば、今後行われる諮問委員会の性質のものの委員会であるとか検討委員会というものの存在価値は全くなってしまう。ですから、もう一つの方の一つは、諮問委員会で決めたことを無視したということで、それに関わる経費がすべて無駄になった、というのが一つの違法であるという請求です。

そして、もう一つは、審議なきセンター方式というもので、現在進められているということに対して、今言ったように、経費を考えないのは違法である。それが骨子になっているわけです。

そして、これをもし仮に両方とも容認するのであれば、その次、行われることは、PFI方式で物事を進め、となると、自治体は、金がかからない、或いは借金する必要がないというようなことですが、それをじゃあ1年でやめるよというわけにはいかないんで、結局、会社で言うとリース物件を借りたというのと同じで、解約するんであれば、残債を全部一括払ってくださいっていうことになるわけですから、隠れ借金として、決してそれが自治体にとって、いい方法である、最良の方法だとは言えないのです。

ただ、いろんな統計にすると借金の額が少ないから、ちょっと市町村の会計上、かつこがいいなというだけの問題であって、将来にわたって借金を返さないということは、免れない事実なのです。そうすると、じゃあそのセンター方式を受けられる企業は米沢に何社あるんだと。競争入札で、安くていいものを提供されるという保証はあるのかということ、聞き及んだところでは40億ぐらいが初期費用で、かかるということであれば、これを銀行に行って、ちっちゃい建築屋さんが貸してくださいと言ってもおそらく銀行が融資するとは思えないとすると、受けられるところは多分あそこだろうと。それから給食という事業を、その規模で行えるのはどこだということ、やっぱりあそこしかないんじゃないかという巷の噂もあるわけです。

そして、このような方式を進めるということを、他の市町村を見た場合に、大概それには天の声があったということで、そのあとの贈収賄事件に繋がる可能性が非常に高い、それと非常に似通った方式で現在進められているということです。

それから、PFIで1社だけが学校給食をやった場合に、あとは他で何もやってないわけですから、何も競争法が、働かない、競争原理が働かないということで、1年目はいいけども2年目、3年目、4年目という時に自由に値上げをすることもできるし、比較検討するところがないということが一つ。

それから、さっき■■■さんが言ったように、地元での食材をきめ細かく提供するというよりも、例えば新しく作られたPFIの会社がどこかと組んで、例えば県外から物を仕入れるということも、規制はできないと思うので、米沢市の産業についても、必ずしもそのPFIが貢献するとは思えないというような、いろんな危険性のあるものの進め方だと。

それで、さっきも問題になっている、市が、公共団体が方針を決定するには起案書で1回提出して、その後に審議しなきゃいけないとあるわけですが。センター方式に及ぶまでの起案書を提出しての会議は一切ありません。勝手に決めたということ。そうすると、教育委員会が勝手に決めたかというよりも、天の声があったんじゃないかという疑いを私は思ってるんです。

そして、警察にも相談しました。でも証拠がないわけですから警察は動きません。でも、警察に相談するほどの事案であると私は解釈しています。

ぜひ、監査委員の方は、本当にこれが市民の福祉に供する方式で進められたか。そして実

行に移そうとしているのか、ということを実情に監査してもらいたい。ということが私の希望。

それから、米沢市の監査請求に対しては、損害が生じないものは監査請求の対象にならないということを謳っていますが、これは完全に法を無視したものだ。事務局に聞いたところ、最高裁の判例があるということで示してもらったんだけど、最高裁の判例はそのことについては、判決文は出していません。これは暴論として、多少その辺を述べているけども、判決文ではないので、それを根拠に受け付けません。私たちが今提案してるのも損害がないから、これで却下だと言われても、それはちょっとやめてくれと。なぜならば、法的にはそんなことは決まってないよと、いうことを言いたいわけです。それはぜひ調べてもらって、そして条文を外してもらって、損害が少し生じなければ、請求ができない。自治法によると、別に不法でなくても、法律的には不法とは言えないまでも不当であるというものは対象であるっていうことを現在謳ってるわけですから、不当であるものが、損害が生じるが生じないかを証明しなきゃいけないかということについては、国民市民の負担が相当大きくなるわけですよ。

ですから、そういうことは、ぜひ、米沢の監査委員としてどういうものか、今回は、直接はないけども、ここで損害が証明されてないから、却下すると、というようなことであれば、これは不法であるっていう私の考えですので、ぜひその辺も含めて検討願いたい。

それからもう一つ、住民監査請求は正直、私は7回ぐらいしてんじゃないかなという記憶があるのですが、すべて却下です。監査委員は、市民からのなんていうか、行政を守る立場にあるというような感触を持ってるんですけども、あくまでも市民の福祉に供するかどうか、という観点で監査を願いたいという私の思いであります。

お二方が、きめ細かく説明したので、私は、これで終わります。

(監査委員からの質疑)

志賀監査委員：請求人は、[]からの成果物である全12編で構成されている報告書がある。いわゆる成果物を現実、現物を確認なさいましたか。

[] 請求人：基本計画ですか。

志賀監査委員：はい。

[] 請求人：基本計画の部分は、ただし、要求水準書は今請求中ですけども。

志賀監査委員：基本計画だけ

[] 請求人：見ました。確認しました。

志賀監査委員：はい。わかりました。

請求人の事実証明10番によると、請求人の[]さんが、[]に電話をかけていただきましたが、そこはB本社の電話番号でした。

[] 請求人：そうですね。

志賀監査委員：米沢市との業務委託契約を締結していたのは、B本社ではなく、A[]です。このことを承知で、B本社に電話をかけたのでしょうか。

[] 請求人：というのは、いいですか。

志賀監査委員：どうぞ。

請求人：さんという方が。いわゆる最初の基本契約の後ろにですね。電話番号と、さんと、あとさんかな。二名の方の電話番号と名前が載っておったもんですから。もちろん電話する前に教育委員会さんにも確認しましたよ、電話しますけどいいですねということで、その了解をもらって私が直接電話したんです。

志賀監査委員：はい。請求人は、Aの土地の選定で、ずさんな業務をしているので、契約金を支払うに値しないと請求書に記載されておりますが、具体的には1番、六中の現地未確認。2番、米沢市ハザードマップによる50センチ未満の浸水地区になっている。3番、下水道が未整備地区で、浄化槽等の設備更新が必要である。4番、航空写真の日付の未記載。5番、さんからのへの電話のやりとりなど、こういうことでずさんな業務だと決めたでよろしいですか。

請求人：3月の定例会でも、結局部長が現地調査を行ったというふうな答弁をしてるんですよね。現地調査を行ってれば、あそこ取付道路、新しく付けないと駄目だというふうなことです。必ず測量。測量してるはずなんです。その測量をしている様子の写真もない。何もないんですよ。事実証明11の口にある通りですね。その調査内容についてわかる資料及び写真を有していない。写真1枚も出てきてないんですよ。今回の調査に、1,000万円以上かけた調査にね、写真が1枚も出てきてないっていうのはおかしい。それは私の知り合いに調査会社に勤めてる方いるんですけども、その方が調査に行く場合は、ワンボックスカーでね、3人、やっぱり3人組なんです。で、今回3人で来てますけどね。1人が、いわゆるスコープ見て、もう1人がシャフトを持つ。1人はその様子を写真撮ると。だから必ず3人組なんです。

それとプラス今はドローン。10数年前の航空写真が載ってますけど、基本計画に。でなくて、その契約期間内に撮った写真を、上空から撮った俯瞰写真を載せると。それぐらいのことやらなければ調査したことにならないでしょうと。

志賀監査委員：それをもってずさんですと決めている、ということでよろしいですね。

請求人：はい。他にもいっぱいあります。5、6枚、いわゆる不開示の決定をしますよね。だから、そういうことも諸々考えると、先ほど言った最初の調査はそうですね、写真が1枚も出てこないっていうのは不思議。

志賀監査委員：よろしいですね。

請求人：はい。

志賀監査委員：それでは、なぜセンター方式は、安全安心な学校給食の提供と、維持可能で効率的な給食運営を補完せず、目的外の公金支出は違法である。と請求書には記載されております。センター方式はどんなところが、安全安心で持続可能で

効率的な給食を提供ができないのでしょうか。

■請求人：いやだって、学校給食検討委員会で、自校方式が最も望ましいって結論を出してるんですよ、専門家が。なぜそれを勝手にひっくり返して、センター方式がいいって言えますか。

志賀監査委員：それが根拠でということ。

■請求人：そうですね。

志賀監査委員：わかりました。米沢市業務委託約款 11 条では、完了の通知を受けたときは、10 日以内に発注者・受注者立ち会いの上、成果物の検査を行わなければならない。となっております。請求人は、発注者、受注者立ち会いの上で、建設予定地の検査がなされていないと請求書に記載がされておりますが、この場合、約款では特別に建設予定地の検査を求めています。

例えば、工事請負契約等では、完成工事の現場検査、これは必要だと思いますが、今回の基本構想、基本計画策定等支援、業務委託契約の場合は、成果物は紙ベース、もしくはデータベースの成果品であり、業者立ち会いの上で、これを実施しております。

請求人はこのことについてどうお考えですか。

■請求人：いえ、だけど立ち会いをした調査というのは実際にやってないわけですよ。今回ね、道路を、要するにそのグラウンドに新たに道路を取り付けないと、出入りができないというようなこともありますから、その辺のところはやっぱり、状況説明も含めて、両方で、業者側と教育委員会が立ち会いのもとに説明なり、調査なりをすべきだったんじゃないんですか。

志賀監査委員：はい。わかりました。皆様方は、住民監査請求に当たり、多く情報収集ができていらっしゃるのだと思います。皆さんは、学校給食の共同調理方式については、いつ頃から認識を持たれておりましたか。皆様からお答えいただければありがたいです。

■請求人：認識と申しますのは本件の認識でよろしかったですか。

志賀監査委員：そうです。

■請求人：共同調理方式についての認識。

志賀監査委員：はい。

■請求人：それは米沢市の学校給食については今後も自校調理方式で行われるものと私は信じておりました。例えば学校給食検討委員会の結論についても、そういった結論でございましたので、実はその検討委員会でなされた結論に対し、ほっとしたところでした。

しかし、1ヶ月も経たないうちに教育委員会から出てきたのは、共同調理方式ということでこの時点でございます。その時点で、センター方式を認識したということでございます。びっくりしました。

志賀監査委員：はい。ありがとうございます。■さんは。

■ 請求人：私が認識したのは議会だよりですね。議会だよりを見て、議員と市、或いは教育委員会とのやりとりを見て、あれ、これは何だ。これはおかしいということで、それから情報公開を始めたんです。

志賀監査委員：これいつごろの議会だよりでしたか

■ 請求人：3年6月だと思います。

志賀監査委員：■さんは。

■ 請求人：私はちょっと遅くて、さっきあった7,000通の反対署名運動が考える会から出されたというのが報道をされてから、そういう関心を持った。

志賀監査委員：ありがとうございます。最後になりますが、請求書によりますと、検討委員会に支払われた報償費は、教育委員会は、検討委員会の答申を無視したことにより、検討委員会の意義がなくなり、無駄な支出をしたと断定をしておりますが、検討委員会は、学校給食のあり方全般について、計7回を検討してきた経緯がありますが、そのすべてを無駄だったというふうに、言ってもよろしいでしょうか。

■ 請求人：はい。結論として、自校方式が望ましいという結論を出した。それには全6回の検討委員会が開かれた。そしての結果だから、それを全部駄目にしたっていうことは、過去6回を含めて駄目になったという考えです。

志賀監査委員：はい。ありがとうございます。

■ 請求人：先ほど申し上げましたが、委員長を雇ってきて、いわゆる回し者の委員長で会議を行ったのはとんでもない。それはもう無駄もいいところです。茶番です。それは請願の時にね、その旨は請願書がもし出てますよね、そういうことがあったんだよと。だからちゃんと調べてくれと。それを完全に潰してますからね。議会、常任委員会は。そんな、とんでもないこと、幾つも幾つも重ねてやってるわけですから。それはおかしいですよ。

志賀監査委員：はい、わかりました。以上が私からの質問でございます。

4 関係課の陳述

令和5年4月26日に教育指導部学校教育課及び教育管理部教育総務課から陳述の聴取を行った。地方自治法第242条第8項に基づき請求人の立ち会いを認めたところ、請求人3名が立ち会った。

学校教育課の陳述の内容は次のとおりである。

(学校教育課長の陳述内容)

私から、このたびの米沢市職員措置請求に関しまして、意見を述べさせていただきます。

学校給食検討委員会は、令和2年6月から令和3年2月まで計7回開催をし、委員の皆様から多岐多様にわたるご意見を頂戴し、令和3年2月3日、委員長より教育長に対して、米沢市学校給食検討委員会報告書を提出していただきました。従いまして、委員の皆様には、米沢市学校給食検討委員会設置要綱第2条に定める事項を検討し、報告書として、その意見

を取りまとめていただいておりますので、役務の提供に対する反対給付として報償費を支払う必要がありますので、違法になるものではありません。

検討委員会の報告書には、項目の「4 本市学校給食の実施方法について」の中で、自校調理方式、親子調理方式、共同調理方式の3方式について、どの調理方式にも課題があることも列記した上で、請求人からもある通り、本市学校給食のあり方として、①小中学校ともに自校方式が最も望ましい、②自校方式ができない場合においては、親子方式の継続や給食センター方式も検討する。なお、その際には、全校を同じ方式とするものではなく、最適な方式を組み合わせることも有り得るとしています。

また、検討委員会では、学校給食として目指すもの、すなわち守るべきものとして、報告書の項目の「2 学校給食で大事にしてほしいこと」を取りまとめており、教育委員会では、調理方式にとらわれず、学校給食が目指す姿として取りまとめた、米沢市学校給食基本方針の中に最大限に取り入れているところです。

従いまして、学校給食基本方針は、検討委員会の意見を最大限尊重したものであり、各種勉強会資料及び教育委員会議案に記載されていないことをもって、検討委員会の答申を無視したとする主張は当てはまるものではありません。

また、学校給食基本方針の作成にあたっては、検討委員会の意見を最大限尊重したことは、これまでの議会でも何度も触れながらご説明をして参りました。

次に、米沢市学校給食基本方針を実現するにあたっては、小学校は自校調理方式の継続を基本とし、中学校が共同調理方式を採用し、令和8年度に向けて共同調理場を整備することとしております。

共同調理方式を採用するにあたって、検証した内容については、令和3年4月30日の市政協議会において、米沢市学校給食基本方針とともに報告した資料「中学校における給食提供方法に関する検証について」にまとめており、これについては、米沢市学校給食基本方針を教育委員会に付議するために起案した原案に添付の上、決裁を受けております。当該資料については、請求人に対してすでに提供をしております。

この資料には、「小学校給食施設の整備及び管理を視点」、「中学校給食施設の整備及び管理の視点」、「中学校における食育の視点」、「親子給食の継続に係る視点」、「公共施設整備の視点」、「給食施設整備における事業費比較」といった6つの項目について記載をしており、自校調理方式、親子調理方式、センター方式について検証した文書であることから、提供体制の可否を検討せず、教育委員会が独善で根拠なきセンター方式を採用すると決めつけとの請求書の主張は当てはまらないものであります。その後の審議は、はじめにセンター方式有りきで進めたものでありとありますが、審議会の場合とされるのは、議決機関である教育委員会及び米沢市議会となりますので、方針を議案として示した上で審議することは一般的なことでございます。

教育委員会が令和3年5月に米沢市学校給食基本方針を策定してから、本市議会や適正規模適正配置計画説明会など、様々な機会を通して市民への周知を図って参りましたが、これまでの間、中学校長会や第一中学校から第七中学校までの全7校の中学校PTA会長の皆様

などから要望書をいただいております、共同調理場の整備を強く望むご意見が記載をされています。

中学校長会からは、学校運営上配慮が必要となる点から、統合後の3校の敷地に給食調理施設の建設は難しいこと、また、現行の親子方式による給食提供の問題を提起しており、PTA会長の皆様からは、学校給食の共同調理場整備の実現を求める要望書と題し、中学校統合にあたっては、ひとえに子供たちの学習環境の充実を願うとの想いと、限られた中学校敷地の中で窮屈な環境ではなく、子どもたちが安全で伸び伸びと活動できる環境、伸びやかに充実した中学校生活を送れる環境を確保してほしいという声を示されておりました。そして、部活動を含めた日頃の活動範囲を縮小させることになる中学校における自校方式による給食提供については賛同できないというご意見、加えて、共同調理場整備を求めるという声も示されておりました。まさに子供たちの目線に立った、極めて貴重なご意見とご要望と受けとめております。

学校給食基本方針の策定後、今日まで学校給食共同調理場の整備に向けて取り組んでおりますが、常に念頭にありますのは、学習活動や部活動を初めとした学校生活が実り多いものとなること、そして、子供たちの健やかな成長であります。

教育委員会、また子供たちに一番近い立場である保護者の皆様、校長をはじめとする学校の教職員として、子供たちの健やかな成長伸び伸びとした教育活動を保障することは最優先と考えております。

請求人からは、地方自治法に規定する最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないに抵触するとのご意見もありましたが、教育委員会としては、子供たちが精一杯教育活動に打ち込める教育環境を整備するため、最大限の効果を求めることが使命と考え、共同調理方式を選択し、共同調理場を整備するにあたっては、安全・安心な学校給食の提供と、持続可能で効率的な給食運営を目指し、この度、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画を策定し、これに基づいたPFI方式で事業を推進することにより、最少の経費で、整備を進めていくものでありますので、法令に基づきながら事業を進めていると考えております。

教育総務課の陳述の内容は次のとおりである。

(教育総務課長の陳述内容)

それでは、措置請求のあったことにつきまして考えの方を述べさせていただきます。

教育総務課が令和3年12月22日に委託契約を行いました米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務については、一つ、学校給食共同調理場基本構想・基本計画(案)の作成と、二つ、民間活力導入可能性調査の2つの業務内容があります。

当該業務は、本市が米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画を策定するにあたり、専門的な知識、経験、技術等の支援を受けるとともに、必要な調査の実施や官民連携手法を含めた最適な事業手法を検討するために必要な調査、民間活力等導入可能性調査等を行うことを目的に実施するものであり、その成果としては、米沢市学校給食共同調理場基本構想・

基本計画（案）及び概要版（案）、民間活力等導入可能性調査結果報告書のほか、仕様書に示す成果品を納品することとしているところであります。

教育総務課においては、米沢市業務委託契約約款第 11 条に基づき、令和 4 年 12 月 16 日受注者立ち会いの上、成果物について検査を行い、成果物の引き渡しを受けていることから、約款第 12 条に基づき、委託料について支出しているものです。

本業務については、専門的な知識、経験、技術等を必要とする業務であり、市が直営で行うことができないことから、民間業者に委託をしたものであり、成果物の検査にあたっては、仕様書で定める業務を行い、その内容が成果品に盛り込まれているかについて検査いたしました。

なお、米沢市業務委託契約約款第 11 条には、請求者が主張する建設予定地を検査しなければならないとの規定はありません。当該規定に定める成果物とは、仕様書に定める成果品であり、建設予定地は成果物ではないため、これを立ち会いの下、検査する必要はなく、建設予定地の検査は実施しておりません。

建設予定地である第六中学校グラウンドは、0.5 メートル未満の浸水想定地域であります。一般的な共同調理場の床面の高さは、配送車両からの荷受けを考慮し、地盤面より 1 メートル程度高くなることから、建物内への浸水の恐れはないと判断しております。

浸水想定については、平成 27 年度水防法改正で国及び山形県が公表した、1000 年に一度と想定する規模の降雨に対応した浸水想定を参照しているものです。想定を超える災害が起きない保証はありませんが、国・県が示すハザードマップに想定浸水深を参考に判断することは合理的であります。

また、請求者が、心配されるような浄化槽排水への洪水の影響については、浸水時に逆流することがないように、合併処理浄化槽のマンホールの位置を浸水想定深より上部になるよう設置したり、浄化槽の排水管に逆流防止弁を設置したりするなど対策が可能ですが、どのように対策するかについては、建物の設計によりますので、設計段階で具体的に検討していくものと考えております。

ここで請求人が提出している事実証明書 10 について、確認した内容を説明いたします。教育総務課で委託した米沢市学校給食基本構想・基本計画策定等支援業務において納品された成果物をウェブで公開し、と主張をしておりますが、米沢市ホームページ上には掲載しておりません。ホームページにおいて受託者名「XXXXXXXXXX A XXXXXX」を公開しているページは、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託の公募型プロポーザルの審査結果についてのみであります。

受託者に確認したところでは、事実証明書 10 に記載された令和 4 年 12 月 27 日の午後 4 時頃に電話したとありますが、令和 4 年 12 月 28 日の午後 3 時 45 分ごろであり、受託者「XXXXXXXXXX A XXXXXX」ではなく、「XXXXXXXXXX B 本社」の担当者に電話があった旨、報告を受けております。

本市のホームページには、民間活力導入可能性調査の一環として実施した米沢市学校給食共同調理場整備等事業に関するアンケート調査のページが掲載されておりますので、アンケ

一ト実施者として明記された「[] B 本社」の担当者に電話されたものと考えられます。

事実証明書 10 に記載された電話の内容については、業務を直接請け負っていない部署に対して行われたものであり、質問内容を把握していないことは当然のことです。

また、米沢市業務委託契約約款第 27 条において、受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとし、受託者から第三者に対して、情報を提供することを禁じておりますので、当然の対応と言えます。

事実証明書 10 の 10 行目によりますと、受託者に電話した後に、教育委員会に問い合わせを行い、[] A [] に聞いてくれと言われたとのことですが、発注者である当課として、そのようなことを答えた事実はありません。

受注者からの聞き取りでは、本市 [] の職員を名指しした上で、当該職員から、[] に聞いてくれと言われたと主張していたとのことでしたので、当該職員に聞き取りを行いました。教育総務課が業務契約をしている受託者の名前は知らないため、そのような発言はしていないとの事実を確認しております。

また、ホームページから受託者の名前を削除したとありますが、受託者名を公開している「米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託の公募型プロポーザルの審査結果について」においては、削除された事実はなく、掲載当初から現在も公開しております。

また、現地調査については、契約事項に含まれておらず、書類の提出も求めているところ。施設整備における基本計画とは、当該敷地の立地条件や整備のための具体的な課題や条件を整理し、対応策の検討、事業概要やボリュームの検討、諸手続きのフロー確認、事業費概算等を示すことで、具体的な設計の指針とするものです。測量業務については具体的に設計を行う際に行われるものであるため、今回は実施していません。

当該委託業務については、仕様書に示す様々な検討を行い、結果を基本構想・基本計画にまとめるよう指示をしておりますが、どのような調査をどのように行うかは指定しておらず、成果品をまとめるにあたり必要な調査は、受託者が判断し実施するものであり、発注者での確認を必要としておりません。

先に説明した通り、この委託業務は専門的な知識、経験、技術等を必要とするものであり、基本構想・基本計画（案）の作成にあたっては、設計会社である受託者の専門性を十分に生かし、様々な調査検討を行いながら資料を作成し、発注者である本市の教育総務課と打ち合わせを重ね、意見を交換しながら進めてきたものであります。

当該業務委託にあたっては、契約内容に則して業務が履行され、契約期間内に業務が完了していることから、役務の提供に対する対価として、本市は契約額の全額を受託者に支払う必要があると判断しております。

次に、教育委員会を所管する立場から、委員会の組織について少し述べさせていただきます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政における重

要事項や基本方針を決定し、教育長が具体的な事務を執行するものとされ、首長から独立した行政機関であります。

令和3年5月に策定された米沢市学校給食基本方針は、教育に関する基本的な方針であるため、法令上、教育委員会が会議体として議決すべき内容であり、起案・決裁で決定できる案件ではありません。

教育委員会の議決に至るまでは、教育委員会事務局で案を作成し、教育委員の方々に対して勉強会を開催し、理解を深めていただきながら、米沢市議会に対しても、令和3年4月30日及び5月21日市政協議会に報告し、令和3年5月27日開催の教育委員会会議で議決されております。

米沢市学校給食基本方針については、給食提供方式が示されている「基本方針の実現にあたって」を付して議案提出されていますが、教育委員会には、予算を編成する権限がありませんので、給食提供方式の決定には至っておらず、最終的な判断については、施設整備時における市議会の予算議決によるものとなります。

教育総務課では、米沢市学校給食基本方針に基づき、中学校給食のための学校給食共同調理場を整備するため、学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託費の予算を要求し、市長から米沢市議会令和3年9月定例会に議第68号令和3年度米沢市一般会計補正予算第5号として提出され、議決されたことをもって、学校給食共同調理場を整備することについては、市議会からも認められ、市の方針として決したものと認識しています。従いまして、「基本方針の実現にあたって」により示した中学校給食の提供方式を共同調理方式として学校給食共同調理場を整備することについては、教育委員会が独善で決定したものではなく、教育委員会及び市議会において十分審議・検討し、決定され、進めているものでございます。

先にもご説明しておりますが、米沢市学校給食基本方針の議決に至るまでには、勉強会及び教育委員会協議会を複数回開催し、事務局が作成した資料をもとに勉強会を開催しております。これは教育委員会の会議として認められている勉強会としての非公式の協議会に類するものであり、会議録は作成していません。

また、本市の内部における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意見の決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあること、また、未成熟な理解のまま発言した内容によって、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れがあることから非公開としているものです。

令和3年3月24日教育委員会検討資料と記載されている、米沢市学校給食に関する基本方針（案）については、令和3年3月24日に開催された教育委員会協議会で説明される予定でしたが、当日は案件が多かったため、本案までには至らず、3月26日に延期の上、説明されたものです。この資料については、事務局が検討してきた内容が記載されたものではありませんが、未成熟な内容が多く、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、その後の資料としては使用しないこととし、公表をしていないものであります。

また、令和3年5月27日開催の教育委員会会議で議決された米沢市学校給食基本方針について

ても、事務局が原案を作成しており、当該資料は教育委員会会議に付議するため、令和3年4月27日に事務決裁を受けております。

いずれの資料についても、教育委員会事務局が検討し作成したものであり、事務局内部での検討過程を会議録にとるようなことは、日頃の業務から行うことを必要としていないため、事実証明書4-イ及び二において不存在としての不開示決定を行っているところです。

繰り返しになりますが、教育行政における重要事項や基本方針については、法令に基づき、教育委員会の議決による決定が必要なものであり、文書管理規程が定める起案文書を作成し、決裁を受けることで、教育委員会の意思決定を行うことはできないものであります。

また、請求人は、米沢市職員措置請求書中、「2行為の経過」の中で、教育委員会は、センター方式に決定した理由を議会にも明らかにせず、と主張しておりますが、米沢市学校給食基本方針及びその実現にあたって、中学校給食を共同調理方式とする経緯、検討内容については、令和3年4月30日及び5月21日市政協議会に報告しているほか、令和3年6月定例会から令和5年3月定例会まで8回に及ぶ定例会において多くの議員から一般質問及び代表質問をいただいております。繰り返しご説明してきたところであり、令和3年9月定例会議第68号が議決されたことは、米沢市議会からのご理解は得ているものと認識しているところです。

(監査委員からの質疑)

志賀監査委員：こちらの方から、質問をさせていただきますがよろしいですか。請求書には、議第18号でセンター方式と決定するにいかなる公文書も存在せず、検証・審査を行ったとする形跡はなかったとする意見がありました。この部分については今説明をしていただいたことになるということによろしいですか。

教育総務課長：はい。ただいまの議第18号につきましては、令和3年5月21日開催の教育委員会で決定した会議録、こちらが存在し、公開されているものであります。

なお、教育行政における重要事項や基本方針については、教育委員会の議決によるものでありますので、決裁により行うものではないということでございますので、起案文書は存在しないところでございます。

志賀監査委員：続きまして、共同調理場建設予定地の六中は、ハザードマップによると浸水の最大水位が50センチを想定しております。昨年の大雨特別警報が発出された状況ではどんな状況でしたか、周辺はどんな状況に保たれましたか。

学校教育課長：確か令和4年8月3日の豪雨だったと思うのですが、教育委員会としても、各学校に複数回にわたって、施設または敷地、学校敷地などを点検して報告するように求めた記憶がございます。

その中で、学校としてどの学校、詳細、六中から実際にどういう報告を受けたかというのはちょっと戻ってみたいとわかりませんが、全体としてどの学校からも、学校に教育活動をするにあたって、大きく支障が出るような被害はなかったというような報告であったと記憶をしております。

志賀監査委員：請求人の■■■■さんによると、A■■■■に電話し、現地調査を行ったのかと質すと答えられなかったと記載されております。担当課としては、A■■■■の社員が、六中の現場へ行ったことがあったのでしょうか。また、担当課職員も同行したという事実はあったのでしょうか。

教育総務課長：A■■■■でございますが、六中現場確認の方は行っております。その際は、教育総務課の職員と同行しているところであります。

そちらの方、なかなかその証明するものがないかということは、今後、事業者の方にも確認してみたいと思っているところです。

志賀監査委員：はい、ありがとうございます。以上が、こちらからの質問でございます。その他特別ございますか。陳述人の方からは。

教育総務課長・学校教育課長：ございません。

木村監査委員：今ご説明をお聞きして、請求者の方々のご意見をお聞きをした中で率直に感じたのは、当方のご説明をお聞きをした中でわかりませんが、その記憶の違い、或いは相違という部分がちょっと感じられました。一つお聞きをしたいのは、検討委員会の選任についてです。7名の方の選任、この選任というのはどういう形で選出をされたのでしょうか。

学校教育課長：設置要綱にもございますとおり、小中学校の児童生徒の保護者の代表者、小学校からの保護者1名、中学校の保護者1名、それから小学校長会の代表者、中学校長会の代表者、それから小学校教頭会の代表者、それから知識経験を有するものとして栄養教諭、調理師、それから大学の先生、そして、その他ということで、一般公募の方1名ということで、合計9名で構成をしております。

木村監査委員：その際の、この9名の方を採用する審査、過程はどういうものですか。ただ単に募集があったから、決定をしたというわけではないと思うんですね。

学校教育課長：それぞれの団体にご相談申し上げて、その中から決まった人数分をお出ししていただくというような形だったと記憶しています。

木村監査委員：そうすると、その中の9名でお集まりいただいた、任命をされた中から、委員長である■■■■の選出をされたということの理解でよろしいですか。あくまで教育委員会が、都合の良い人間を連れてきたというご発言が午前中あったんですが、そうではなくしっかりとした形の中で、この9名の方を選任した中で、この9名の中から委員長が選任をされたということで間違いございませんね。

学校教育課長：はい。確かに事務局案として、この■■■■ご提示したということはあるんですが、他の会議でもそうなんですけども、例えば立候補などを募って、出ない場合には事務局案としてということは通例であるというように思っておりますし、またこの会においても、異議ございませんかということで委員の皆様から異議なしということもいただいておりますので、適正だったと考えています。

木村監査委員：わかりました。ありがとうございました。それからもう一つ、現地の写真が、

当初 2012 年 11 月 19 日に撮影された写真を利用したということだったので、これは平面写真ですか、それとも航空写真ですか。

教育総務課長：確認したところ、こちらの写真については、国土地理院の方で、一般にホームページ等でダウンロードすることができる航空写真のサービス、ウェブサービス、そういったものを、データを活用し使用したと聞いております。

木村監査委員：これをいただいたのはいつですか。

教育総務課長：日付については詳しいところを確認しないと不明ですけども、最終的にいただいたのではなく、途中経過ということで、中間で確認させていただいてる中に、そちらの写真はあったということですので、写真が入ったもので、確認の方はさせていただいてます。

木村監査委員：単純に言えば、もう 10 年も前の写真データを検討材料に使うというのはいかがなものか。そこは、担当課としてすごく疑問を持ったりはしませんでしたか。

教育総務課長：現地の状況を把握するのに、特に大きな地形の変化とかがなければ、十分事が足りるものということで、今回の使われた航空写真、国土地理院提供のものについては、これも毎年毎年撮っているわけではなく、数年に 1 回のような頻度で撮られているような情報になっておりますが、現状の地形を把握するには十分な品質と判断しております。

木村監査委員：今の現況とそんなに遜色はなかったという。

教育総務課長：状況を把握するには十分だったと思っております。

木村監査委員：わかりました。それから今計画で 2100 食というベースで進んでいって、昨年、他自治体において計画に載ったものが 1 年で見直しをかけ、今慌てて計画変更で、周りの市町に、いわゆる給食を取ってくださいという動きがあります。他県の中でも、様々なところの計画を見ますと、米沢市って非常に 2100 というものが、具体的に生産性が合うのかという、非常に市民の方の声も大きくなってきたのかなと感じているんですが、その辺は皆さん方これからこの計画を進めていこうという中で、疑問に思うことってございませんか。果たして 2100 という食数が妥当なのか。私はそこをすごく不安だなっていうふうに、近々の報道を聞いてると果たしてこれで運営が賄っていけるのか、当然これは請求人の皆様方が心配してる一つの懸念材料にも相当するのかなと思うのですが、その辺は計画としてどのように考えていらっしゃるのか、将来的に出生率がものすごく低い中で、子供の数が絶対値が下がっていくことはもう見えてるわけです。その中で、本当にセンターを維持できるかどうかについていうことに関しては、その後の計画を皆様方が具体的に、描くことができないと、なかなか難しい問題になるのではないかなと思うんですが、その辺も持ち合わせた上での、今回そのセンターを推し進めていくお考えなのか最後にお聞きをしてみたいのですが、いかがでしょう。

教育総務課長：そのような様々な報道というか、情報ツールがありますので、そのようなものについては、もちろん情報収集しながら、自分たちもこれから米沢の方で行おうとしているこの計画、こちらの方の、もうちょっといろいろ検討といたしますか、中身については考える必要があるなというようには感じております。うまくいくのかどうかということについても、もちろんしっかり検討しチェックしていく必要がありますので、これから業務を進める上で、様々な情報について、精査しながら判断していきたいと思っております。

木村監査委員：わかりました。ありがとうございました。

志賀監査委員：質問は以上でございます。これで陳述を終了いたします。

5 請求人の追加陳述

令和5年4月27日に書面による陳述の追加と、証拠の追加提出の要望があり、監査委員の許可のもと令和5年4月28日受領した。

追加陳述（追加陳述書に沿って記載した。）

教育委員会事務局の4月26日陳述について。（議事録を確認しての陳述ではないので多少の違いは御容赦願いたい）

・事務局員の陳述について

1. 請求者等は、検討委員会が①「自校方式が望ましい」と答申したことに対し、センター方式を採用した審議内容を一切説明せず、突然にして「学校給食はセンター方式とする」と結論付けて各種会議が行われ、米沢市学校給食に関する基本方針(案)が作成されたことに「検討委員会の答申を無視した」と主張し、この行為は不当又は不法な行為とする監査請求内容である。

しかるに、事務局員は基本方針(案)について自画自賛を陳述したに過ぎず「主張自体失当」である。

2. 中学校校長会、PTA会長(正式名は聞き取れなかった)より、学校給食はセンター方式にしてほしいとの要望が有ったと言うが、これは自校方式又は親子方式として計画が進められたときに行うものであり、センター方式で進められている状態で「センター方式にしてほしい」との要望は不自然で作為を感じる。

それに、検討委員会にはPTA連合会・小中高校長会の面々が名を連ね「自校方式が望ましい」との答申を行った事実にも齟齬を感じる。 証-12

・事務局員の陳述について

1. 「建設予定地を調査しなければならないとする条項はない」との発言だが、“米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託 仕様書” 1p③証-13、には、「建

「築候補地の状況把握」の条文があり、建設予定地の状況把握には調査が伴うことは明白な事実である。よって、[REDACTED]事務局員の陳述も「主張自体失当」である。

2. 「“米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託”はWeb上に公開していない」との発言について、実際にWeb(教育委員会)より印刷したものがあり、52Pのボリュームなので表紙と裏表紙を証一14として添付する。

これは令和4年12月28日頃まで裏表紙に「[redacted] A [redacted]」と電話番号[redacted]と[redacted]氏の記載があったが、その後令和5年1月3日頃までWeb掲載を中断し、証-14の裏表紙のように訂正された。この事実を知っているのは[redacted]職員と[redacted]職員である。

3. 「B 本社の 氏に電話するのは筋違い」との主張だが、氏は証-15 で分かるように Web 会議のメンバーであり、裏表紙に記載があることから 事務局員の主張は筋が通らない。
4. 「教育委員会は市の定める文書規定等の縛りが及ばない」とのような 事務局員の発言だが、法は証-16 に示すように「教育委員会」と「教育委員会事務局」を明確に区別している。今般の事案は「教育委員会事務局」による行為に対しての監査請求であり、「教育委員会」としての審議は一切行われていないので監査請求の対象とはしていない。以上。

- 証一 1 2 検討委員会の委員名簿
証一 1 3 A 氏と交わした仕様書
証一 1 4 w e b 公開の資料
証一 1 5 氏との電話の正当性
証一 1 6 地方教育行政に関する法律

第6 監査の結果

1 米沢市学校給食検討委員会の報償費について

(1) 事実関係の確認

学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、合計7回行われ、支給対象となる委員に対し、各回の出席の有無に応じて報償費として支出されていた。支給対象となる委員は委員長含め4名である。

事実証明 7 によると検討委員への報償費の支出は、令和 2 年 6 月 25 日検討委員会開催後の令和 2 年 7 月 3 日に支出し、2 回目以降も同様に検討委員会開催後に支出している。そして、令和 3 年 2 月 3 日検討委員会開催分を令和 3 年 2 月 12 日に支出したのが最終である。

出席の有無は、米沢市ホームページに掲載されている検計委員会議事録の出席委員の

記載にて確認できる。

米沢市学校給食検討委員会設置要綱によれば、設置の目的は「本市の学校給食を効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の一層の安全性の確保及び食の充実を図れるよう学校給食のあり方について検討するため」であり、検討事項は「(1)学校給食の調理方式に関すること。(2)その他学校給食に関すること。について検討し教育委員会に意見を述べること。」とある。

令和2年6月25日から令和3年2月3日にわたり行われた検討委員会は、会議録があり、最終日同日付で、米沢市学校給食検討委員会報告書（以下「報告書」という。）が提出されている。

報告書には、給食のあり方として、「安心・安全」「食育・地産地消」「食物アレルギー対応」「子ども達優先」「施設設備の整備」「労働環境の整備」が記載あり、これらは米沢市学校給食基本方針に盛り込まれ、検討委員会の報告をもとに令和3年5月27日教育委員会の議決により定められたものである。

また、報告書には、請求書中2行為の経過にあるとおり「これらの意見を総合すると本市給食のあり方として①小中学校共に自校方式が最も望ましい②自校方式ができない場合においては、親子方式の継続や給食センター方式も検討する。なお、その際には全校を同じ方式とするのではなく、最適な方式を組み合わせることもあり得る。」とある。①の自校方式のみの記載だけではなく、②の親子方式や給食センター方式についても、方式として明記してある。

その後、令和3年9月定例会議第68号により、「学校給食共同調理場基本構想・基本計画策定等支援業務委託費」の補正予算が可決し、共同調理（給食センター）方式とする事業に係る予算が決定し、契約締結の後、令和4年4月28日に令和3年度分の策定等支援業務委託料が支出となった。

(2) 監査対象事項に対する検討

事実関係の確認及び調査等に基づき、第5の1の監査対象事項に従い、次のように検討を実施した。

アー1 報償費の支出は、何に基づいているのか。

会議録の内容によると検討委員会は設置要綱の、設置の目的及び検討事項に従って検討を行っている。支出の有無は支給対象の委員の出席に応じている。役務の対価として、このことに対する報償費の支出は正当なものである。

アー2 教育委員会は検討委員会の答申を無視したのか。

検討委員会は、令和3年2月3日に報告書を教育委員会に提出した。報告書に記載のある「本市学校給食のあり方」と「米沢市学校給食基本方針」には、大きな差異はなく、検討委員会の報告書を基に「米沢市学校給食基本方針」を作成していると言える。また、

調理方式について検討委員会は、同列ではないものの3つの方式を記載しており、共同調理（給食センター）方式を否定したものではないと判断される。

また、関係課陳述の中で「米沢市学校給食基本方針とともに報告した資料『中学校における給食提供方法に関する検証について』の原案に添付の上、決裁を受けた」とする教育長が決裁した文書を、関係課提出資料により確認した。

なお、地方自治法第2条第14項にある「最小の経費で最大の効果」については、総合的かつ政策的見地から判断されるべきである。自校方式と共同調理（給食センター）方式の比較について「最小の経費で最大の効果」の検証は、経費が概算であることから現状においては困難であり、今後詳細が決定されていくものであるが、それらを含め、共同調理（給食センター）方式に係る策定等支援業務委託費の補正予算の議決を得たことにより、政策的に進められていることから、違法性があるとは認められないものと考ええる。

アー3 策定等支援業務委託料が支出されたことにより、検討委員会の報償費の支出の無駄が確定したのか。

この度の監査により、第6の1の(1)及び第6の1の(2)アー2のとおり、検討委員会でとりまとめた報告を受けて、教育委員会で議決し、最終的には令和3年9月定例会での議決を得て共同調理（給食センター）方式に係る策定等支援業務委託料の予算が成立したことを確認した。

策定等支援業務委託は、補正予算が市議会にて議決を得て予算が認められたことから業務委託契約し委託料を支出したものであり、このことに違法性は認められない。また、第6の1の(2)アー1で述べたとおり、検討委員への報償費は、設置要綱の目的及び検討事項に従って検討したことによる対価であって、調理方式の検討に対するもののみではない。

検討委員への報償費の支出と策定等支援業務委託料の支出は、各々別の財務会計上の行為と言え、請求人が主張する「令和4年4月28日A■■■■に契約金が支払われたことにより無駄が確定した」とは認められない。したがって、策定等支援業務委託料の支出が報償費の支出の正当性に影響することはなく、令和4年4月28日を報償費に係る住民監査請求の起算日とすることは出来ないものと言える。

地方自治法242条第2項には「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときにはこれをすることが出来ない。ただし正当な理由があるときは、この限りでない。」とあり、報償費に係る本住民監査請求の請求日は、報償費の最終支出日である令和3年2月12日から1年以上を経過していることとなる。

2 業務委託契約について

(1) 事実関係の確認

教育総務課から業務委託された策定等支援業務委託にかかる状況について確認をす

る。

令和3年12月22日 公募型プロポーザルによる選定業者と随意契約にて策定等
支援業務委託契約を締結する。発注者は米沢市長である。

令和4年3月31日 契約に則り、受注者が教育総務課へ令和3年度分実績報告
書を提出

令和4年4月28日 契約に則り、令和3年度分の委託料3,052,500円支出

令和4年12月16日 教育委員室にて受注者の立ち合いの上、完了検査が行われ
検査に合格

令和5年1月13日 契約に則り、令和4年度分の委託料7,122,500円支出

業務委託契約における「検査」については、支援業務委託契約書に添付されている米沢市業務委託契約約款第11条第2項において「発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち合いの上、成果物についての検査を行わなければならない。」と定められている。

また、地方自治法第234条の2において「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と定められており、その方法については、地方自治法施行令第167条の15第2項において「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」と定められている。

(2) 監査対象事項に対する検討

事実関係の確認及び調査等に基づき、第5の1の監査対象事項に従い、次のように検討を実施した。

イー1 受注者から委託業務完了通知を受けて行った完了検査について立ち合いで建設予定地を検査しなければならなかったのか。また、成果品作成の際に建設予定地の現地調査の記録をしなければならなかったのか。

請求人が、請求書及び陳述の中で米沢市業務委託契約約款第11条により「発注者・受注者立ち合いで建設予定地を検査しなければならない」と主張している。しかし、米沢市業務委託契約約款第11条第2項には「建設予定地を」の文言はなく、それを踏まえたうえで業務委託契約にかかる検査について検討する。

「検査」とはいかなるものかについては、第6の2の(1)に記載しているとおり様々な法令に定められているところである。ただし、業務委託契約における検査の具体的な方法まで定めたものは無く、参考となるものとしては、地方自治法施行令第167条の15第2項において「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」とされている部分である。業務委託契約はその内容が多岐にわたるため、

法令により統一的で具体的な検査方法を定めることが困難であることが一因かと思われるが、法令では最低限契約書や仕様書などの関係書類に基づいたものであるかは検査するよう提示しているものと考えられる。

この度の策定等支援業務委託契約においては、請求人から提出された事実を証明する書類の証－８、証－１３および関係課提出資料にて確認すると、米沢市業務委託約款および仕様書が添付されており、仕様書には委託業務の背景・目的、業務内容、成果品、進捗状況の報告、秘密の保持、成果品の帰属、瑕疵責任、貸与資料等について示されている。そして成果品については、提出書類等として①から⑥に定めており、媒体はデータ及びデータを出力した紙となっている。

また、仕様書「４ 業務内容(1)③建設候補地の状況把握」には、「市が提示する建設候補地の状況等を把握し都市計画法や建設基準法等の法的条件や周辺環境の影響など想定される問題点について抽出し、整理を行う。」とある。

請求人は、「建設候補地の状況等を把握し」とあるのを基に、建設予定地の検査時の立ち合い及び建設予定地実地調査記録の必然性を述べているが、仕様書及び約款には、建設予定地実地調査記録の作成の要・不要は定められていない。

なお、建設予定地に関係課とA■■■■とで訪れていることを、関係課への事情聴取により確認した。

前出の法令に従えば、成果品が、その仕様書に沿った内容であるかについて確認することが検査と言えるものとするが、関係課提出資料の完了報告によると、発注者と受注者が立ち合い、成果品について検査を行っている記録がある。仕様書に沿った成果品が納品されており、仕様書では、発注者受注者立ち合いで建設予定地を完了検査することを求めているため、建設予定地に立ち合いがなくとも、成果品の検査は適正に実施されたと認められる。

第７ 結 論

以上の「事実関係の確認」と「監査対象事項に対する検討」の結果から、

- (1) 検討委員への報償費の支出は役務に対する対価であり、違法性又は不当性は認められない。

また、検討委員への報償費の支出と策定等支援業務委託料の支出は、各々別の財務会計上の行為と言え、策定等支援業務委託料の支出が報償費の支出の正当性に影響することはなく、報償費の最終支出日の令和３年２月１２日から１年を経過していることから要件の不備が判明した。

- (2) 策定等支援業務委託の検査は、契約書・約款・仕様書に則って成果品の検査が行われており、委託料の支出に違法性・不当性は認められず、請求に理由がないと認められる。

よって、本監査委員は次のとおり結論する。

本件監査請求について、

検討委員へ支出した報償費 135,500 円の返還請求については却下、

策定等支援業務委託料 10,175,000 円の返還請求については棄却とする。

なお、次のとおり監査委員の意見として付する。

【意 見】

請求人は、建設予定地が、「浸水想定地区で最大水位 0.5m を想定」また、「下水道が完備されていないため調理場の排水は浄化槽を経て排出され水位が 0.5m のときには逆流現象が起きるか、排水が出来ない状態となる」と述べている。

今後、関係課において基本設計、実施設計を進めるに当たっては、水害によるリスクを十分に検討し、対策を講じること。